

財政制度等審議会財政制度分科会

(令和2年11月2日開催)

資料1 「社会保障について②

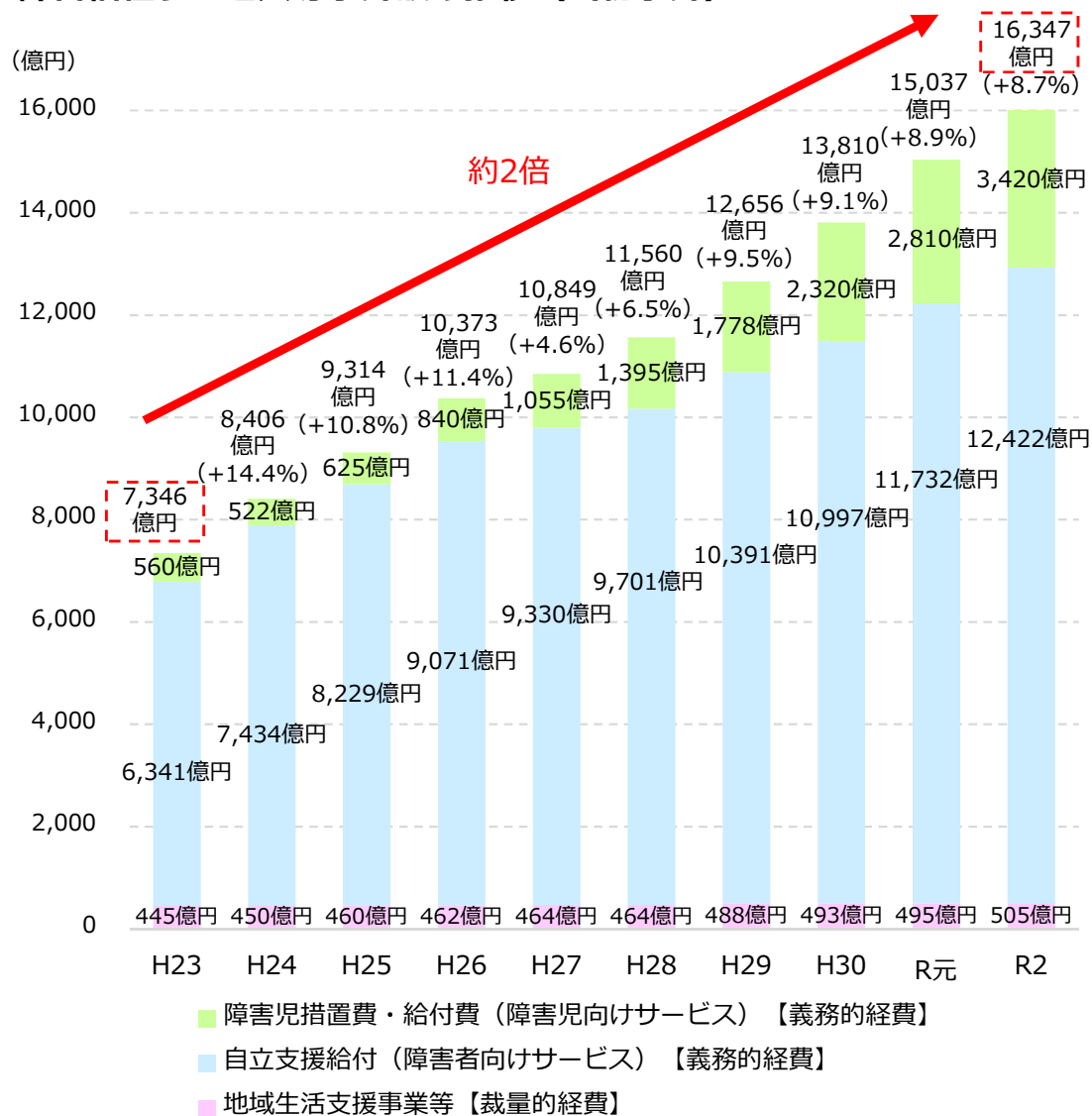
(介護、障害福祉等)」

※障害福祉部分抜粋

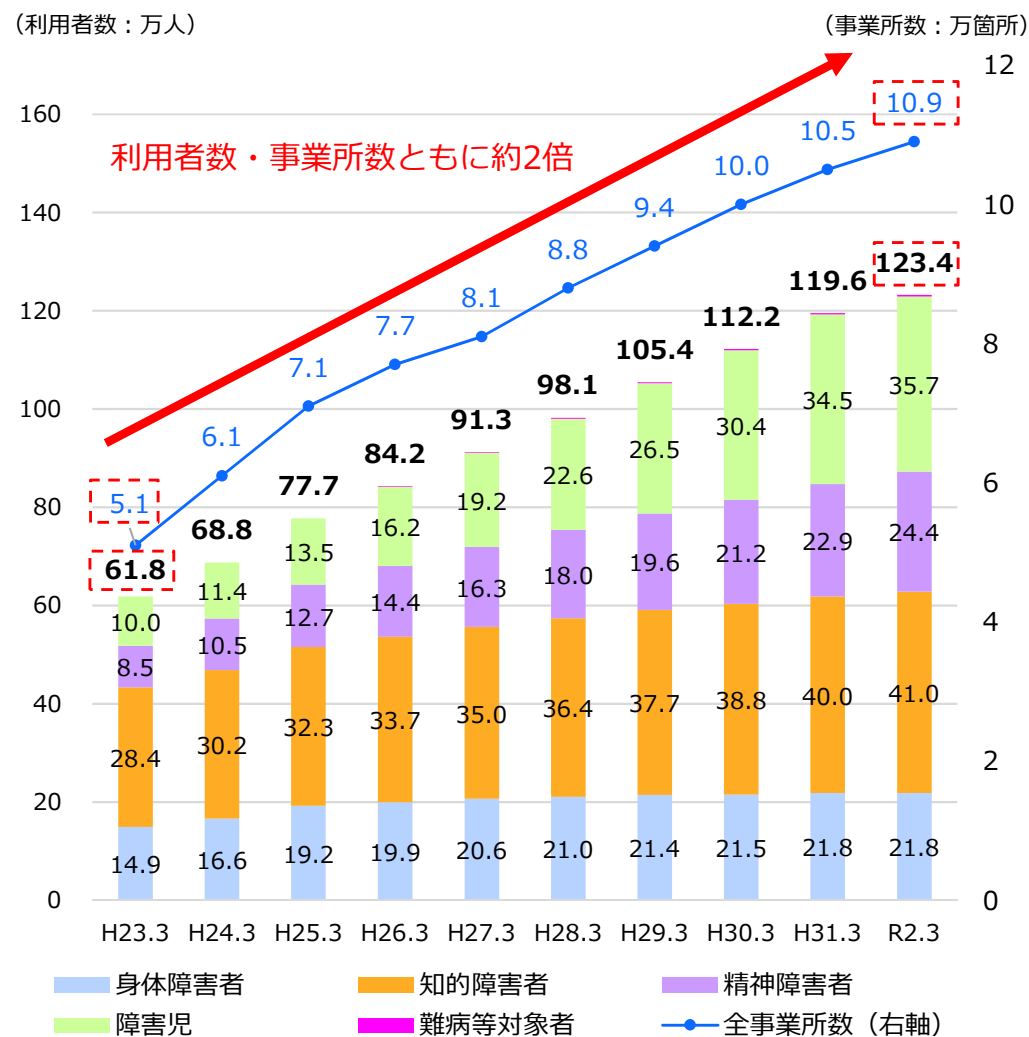
障害福祉サービス等予算の推移

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加しており、サービスの利用者数や事業所数も約2倍に増加している。
- 今後、障害福祉サービスの質と制度の持続可能性をともに確保していくためには、事業者の収支状況等も踏まえて給付内容の効率化・適正化を行っていくことが必要不可欠であり、真に障害者・障害児のための支援となっているか、サービス内容の精査を行う必要。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）



◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移

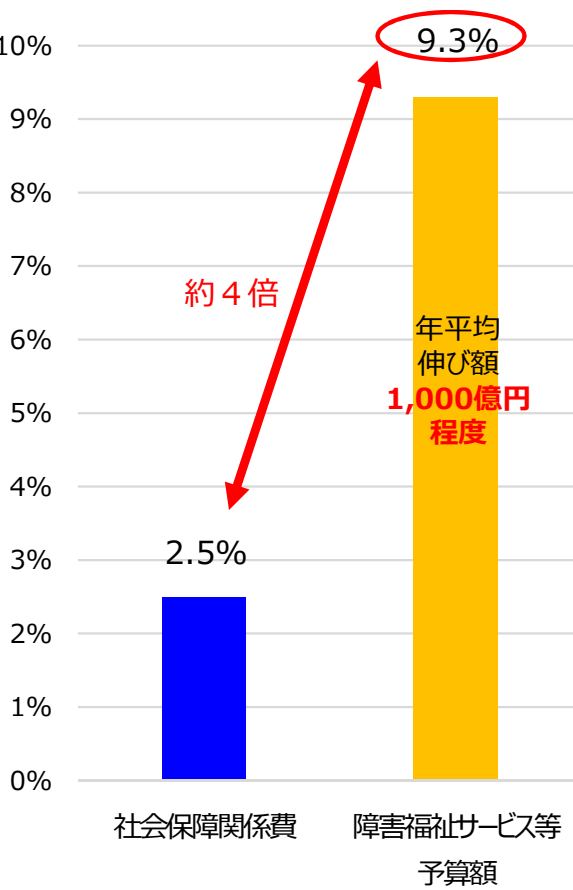


(注) 国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。

障害福祉サービス等予算の特徴

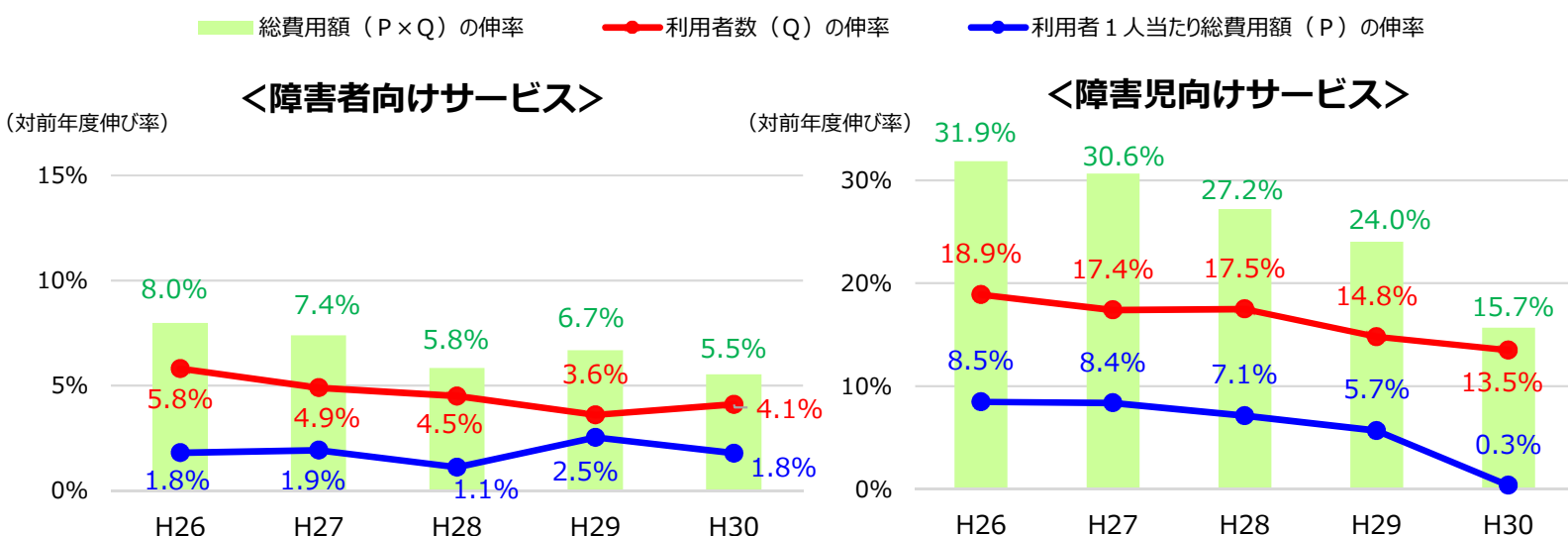
- 障害福祉サービス等予算の過去10年間平均の伸び率は、**社会保障関係費全体に比して約4倍**であり、著しく高い伸びを示している。
- 総費用額の伸びを分析すると、利用者数の伸び率は、利用者1人当たり総費用額の伸び率に比して高くなっており、**利用者数の増加が予算額の増加に大きく寄与**していると考えられる。
- 利用者数の増加については、**高齢化による影響は限定的**であり、**65歳未満の利用者数の増加の影響が大きくなっている**。

◆ 社会保障関係費の伸び率との比較
(直近10年間)



(注) それぞれ平成23年度～令和2年度当初予算の対前年度増減率の平均値。社会保障関係費は、障害福祉サービス等予算を含む社会保障関係費全体の額。

◆ 障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



(注) 国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値(相談系サービス除く)。

◆ 年齢別 利用者数の推移

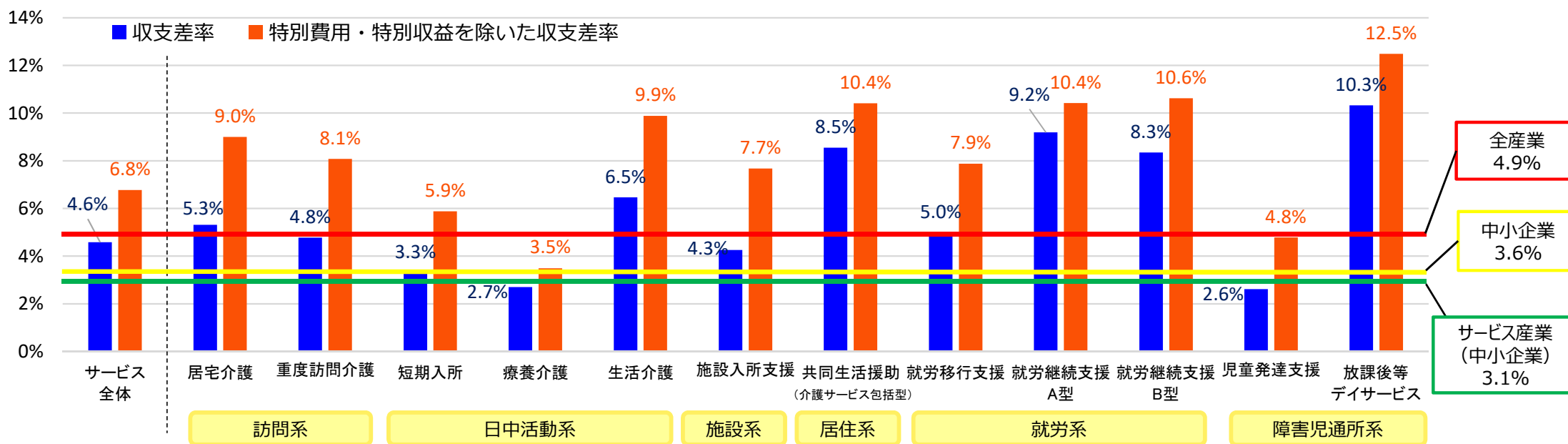
	H27.3	R2.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	7.8万人	10.7万人	+2.8万人 (+36.1%)
18歳以上65歳未満	64.3万人	77.5万人	+13.1万人 (+20.4%)
18歳未満	19.1万人	35.2万人	+16.1万人 (+84.6%)
利用者数 合計	91.3万人	123.4万人	+32.1万人 (+35.2%)

(注) 国保連データを基に作成。

令和3年度障害報酬改定：総論①（障害福祉サービス等事業者の経営状況）

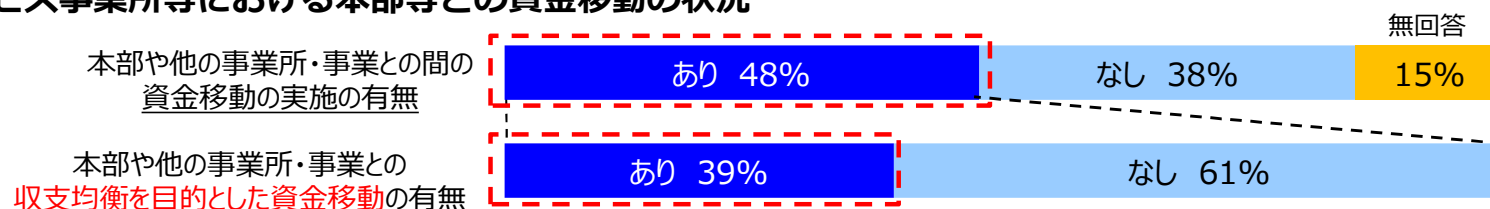
- 経営実態調査と経営概況調査によれば、近年の障害福祉サービス等事業者の収支差率は、**中小企業を上回る水準**。
- 当該収支差には、「本部・他の事業所への繰入」（特別費用）と「本部・他の事業所からの繰入」（特別収益）が反映されているが、本部や他の事業所との間の資金移動の中には収支均衡を目的として行われている例があり、このような資金移動を除外するため**特別費用・特別収益を除いた収支差率**で見ると、**通常の収支差率よりも約2%高くなっている**。
- 令和3年度報酬改定においては、令和2年度経営実態調査結果（令和2年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**収支差率を踏まえた報酬水準の適正化を徹底するとともに、サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応を行う必要**。

◆障害福祉サービス事業所等の収支差率（平成28～30年度決算の3年平均）



（注）厚生労働省「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」、「平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査」、財務省「平成28～30年度法人企業統計」、中小企業庁「平成29～令和元年度中小企業実態基本調査」のデータを基に作成。収支差率は、「平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査」の平成28年度決算及び「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」の平成29・30年度決算の3年平均値。「全産業」の計数は、法人企業統計の売上高経常利益率の平成28～30年度の3年平均値。「中小企業」「サービス産業（中小企業）」の計数は、中小企業実態基本調査の売上高経常利益率の平成28～30年度の3年平均値。なお、「全産業」は純粋持ち株会社を除き、金融・保険業を含まない。サービス産業は、経済産業省の第三次サービス活動指数の対象に含まれる業種。

◆障害福祉サービス事業所等における本部等との資金移動の状況

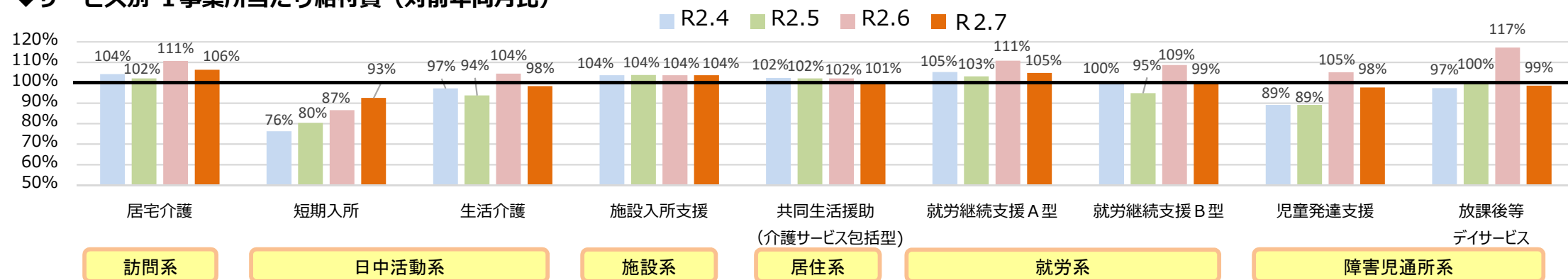


（出典）「障害福祉サービス等事業者における統一的な経営実態把握に関する調査研究報告書」（平成31年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）を基に作成

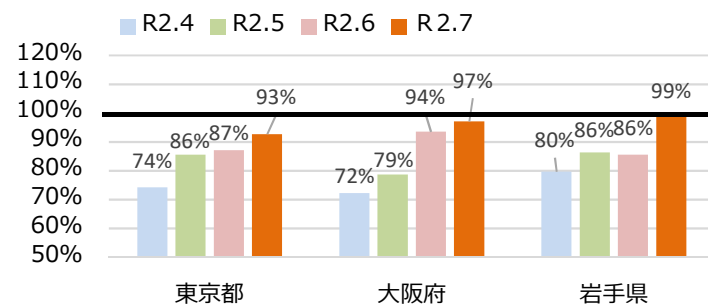
令和3年度障害報酬改定：総論②（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所のほか、生活介護などの通所を伴うサービスにおいて、一時的に給付費が減少しているが、短期入所を除き、6月以降は前年同月と比べて同水準程度に回復している。
- 今後とも感染状況の推移やそれに伴う事業への影響を見極める必要があるが、いずれにしても感染症対策等に伴う一時的なコスト増への対応であり、令和3年度報酬改定において恒久的な措置を講じる対応は適切ではない。
- 仮に何らかの対応を行う場合には、
 - ・ これまで令和2年度補正予算で地域・サービスを重点化することなく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括交付金」）による支援等を講じてきたものの、令和3年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。
 - ・ 他方で、新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつきがあることに留意する必要があると、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい障害報酬体系の特性を活かしつつ、メリハリをつけながら、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時の報酬上の措置を講じることはあり得る。このような障害報酬による対応は、緊急包括交付金よりも執行の迅速性や措置の継続性を含めた予見可能性に優れる。

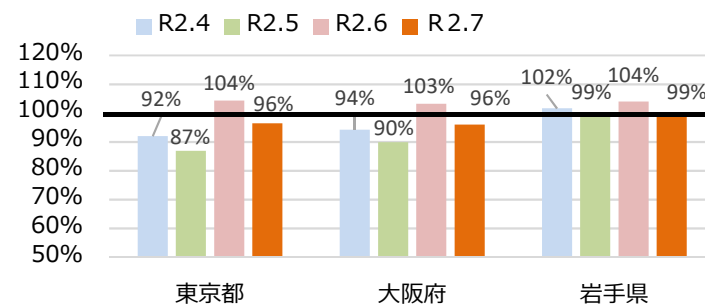
◆サービス別 1事業所当たり給付費（対前年同月比）



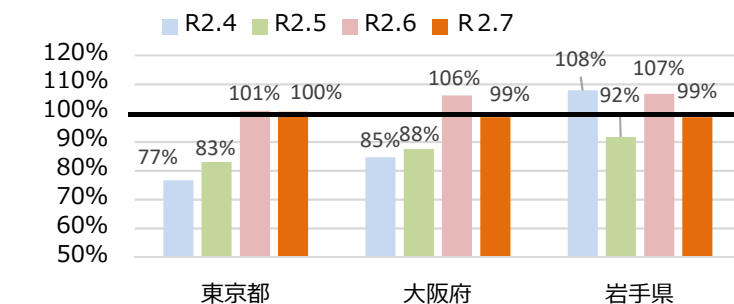
◆都道府県別 短期入所 1事業所当たり給付費（対前年同月比）



◆都道府県別 生活介護 1事業所当たり給付費（対前年同月比）



◆都道府県別 児童発達支援 1事業所当たり給付費（対前年同月比）



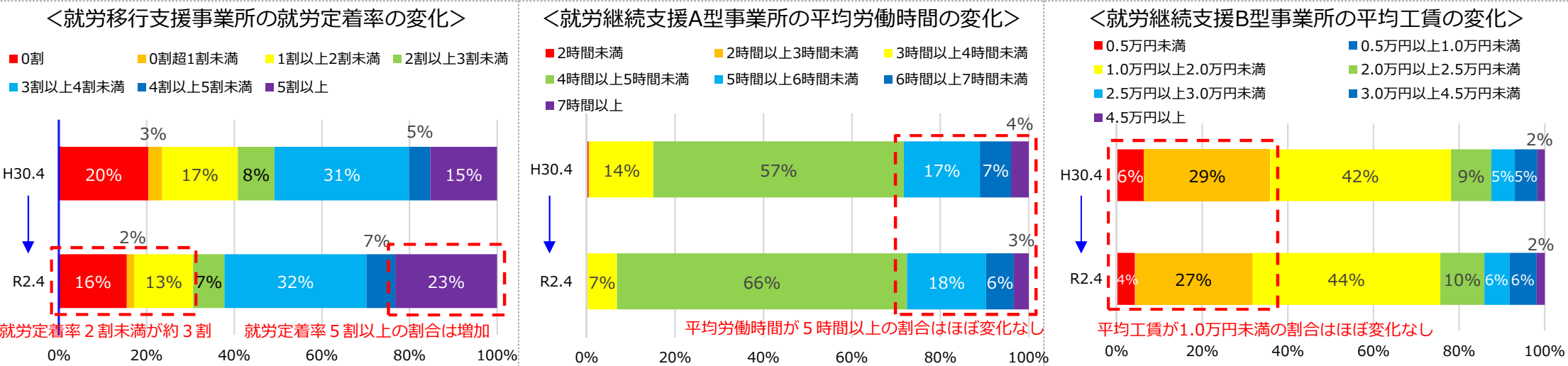
（注）国保連データを基に作成。なお、令和元年10月より、処遇改善加算の拡充及び消費税引上げへの対応のための報酬改定（改定率+2.00%）が実施されている。

令和3年度障害報酬改定：各論①（就労系サービス）

- 就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援）とは、一般就労等への移行に向け、生産活動等を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約2割を占めている。
- 就労系サービスについては、**平成30年度報酬改定において実績に応じた報酬体系に見直し**を行い、①就労移行支援では「一般就労への移行実績」、②就労継続支援A型では「平均労働時間の実績」、③就労継続支援B型では「平均工賃の実績」に基づくメリハリのある報酬を設定。しかしながら、**依然として、実績が低調である事業所が一定程度存在している状況**。
- 令和3年度報酬改定においては、障害者に対して**より質の高いサービス提供がなされるよう、これまで以上に実績に基づいたメリハリのある報酬体系を目指していくべき**。
- 就労継続支援A型については、利用者へ支払う賃金は税財源の障害報酬ではなく生産活動収入で賄われるべきとの観点から、生産活動収支が賃金総額を下回っている事業所に対して経営改善計画の提出を求めているが、**約7割の事業所が経営改善計画の提出対象**となっている。利用者の賃金のさらなる向上を図るためには、平均労働時間の実績を評価することに加え、利用者のスキルアップのための取組など、賃金向上に資する質の高い取組を評価する報酬体系に見直す必要。

◆平成30年度報酬改定後の状況

（注）国保連データを基に作成。



◆就労継続支援A型事業所における経営改善計画の提出状況

事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画の提出状況	
		必要あり 【生産活動収支<利用者賃金】	必要なし 【生産活動収支≥利用者賃金】
3,877	3,162	2,093 (66.2%)	1,069 (33.8%)

（注）平成31年3月末時点。厚生労働省の調査結果を元に作成。

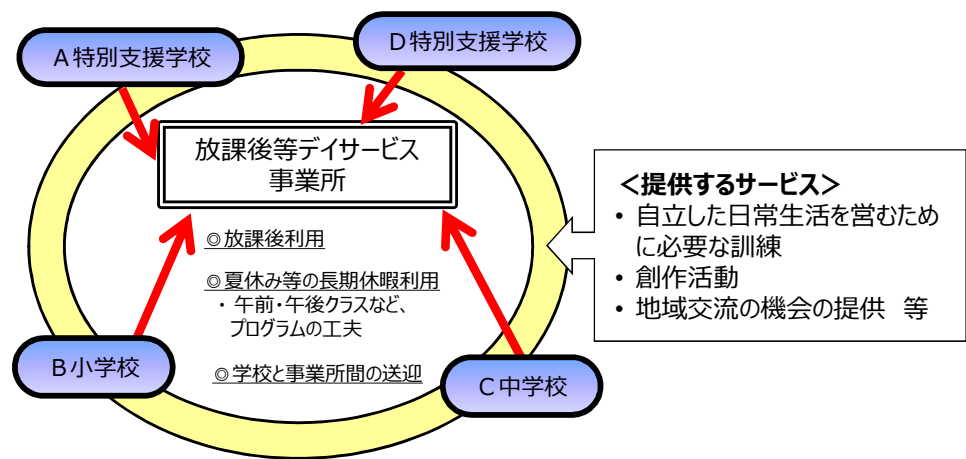
<参考：就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援）の概要>

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

令和3年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス①）

- 放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中において、**生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービス**。その報酬水準については、**障害児の状態に応じて必要となる支援の程度を踏まえて設定されている**。
- **放課後等デイサービスの費用額は、現行のサービス体系となった平成24年以降、約7倍に増加しており、障害福祉サービス等全体の伸び率を大きく上回っている。事業所数についても、平成24年度以降、約5倍に増加しており、特に営利法人の参入が著しい状況。**

◆放課後等デイサービスの事業概要



◆放課後等デイサービスの報酬設定（概要）

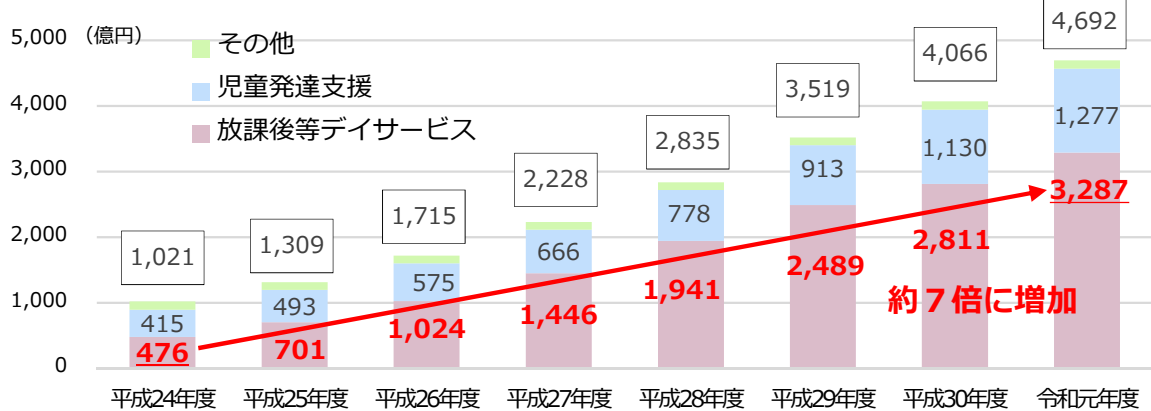
＜利用者状態別の報酬区分の比較＞

報酬区分	主に重症心身障害児を対象	区分 1	区分 2
利用者の状態	主に重症心身障害児	指標該当児（※1）が50%以上	左記以外
人員配置	・嘱託医 ・児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者 各1人以上 等	・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上 ※うち半数以上は児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者 1人以上 等	
基本報酬（※2）	892～1,754単位	660単位	612単位

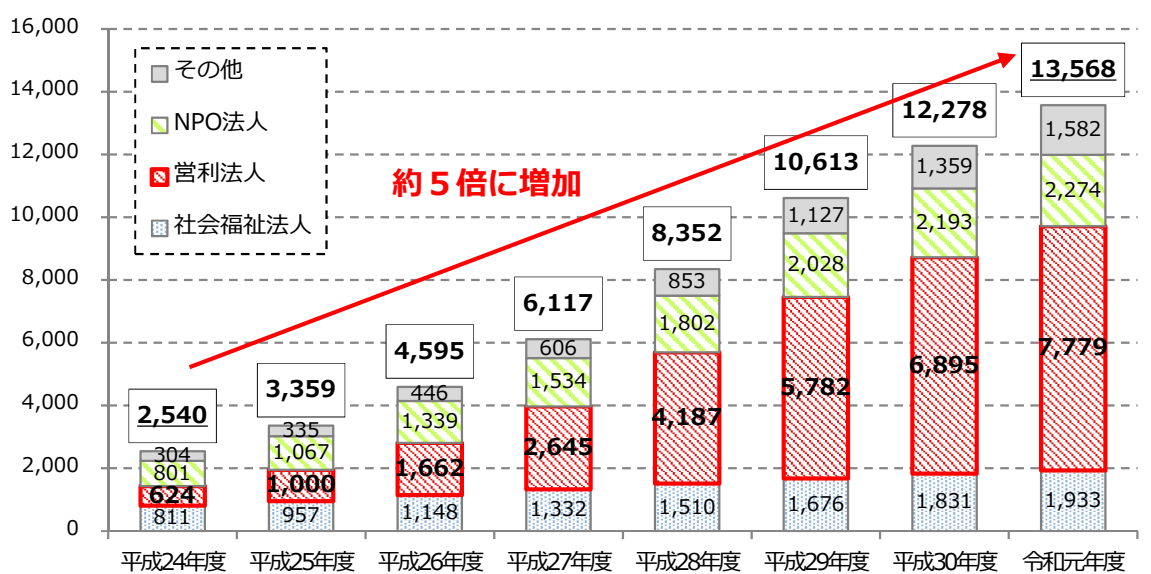
（※1）市町村が特に支援が必要であると認めた障害児

（※2）利用定員10人以下で授業終了後のサービス提供、区分1・区分2においては開所時間が3時間以上の場合

◆障害児向けサービスの費用額の推移



◆放課後等デイサービスの事業所数の推移



（注）国保連データ（令和元提供分）から作成。事業所数は各年度4月時点。

令和3年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス②）

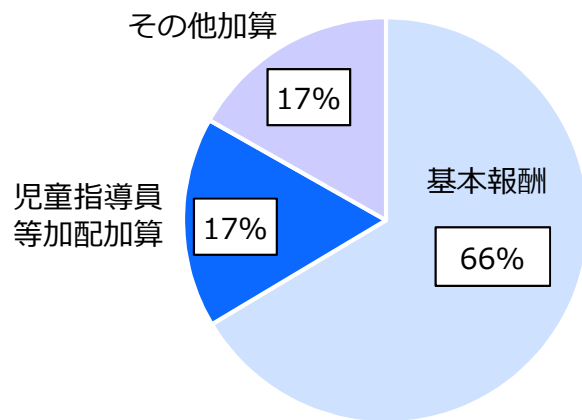
- 予算執行調査の結果、①重症心身障害児以外を対象とする事業所（区分1・2）、②児童指導員等加配加算を取得している事業所の収支差率が著しく高くなっており、**現行の利用者状態別の基本報酬や児童指導員等加配加算の水準が、事業に要するコストを適正に反映できていない可能性がある。**
- 令和3年度報酬改定においては、令和2年度経営実態調査結果（令和2年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**利用者状態別の基本報酬や、児童指導員等加配加算の水準について、サービスの質や事業に要するコストに見合ったものとなるよう適正化を図るべき。**

◆放課後等デイサービス事業所の報酬内訳

◆利用者状態別の経営状況

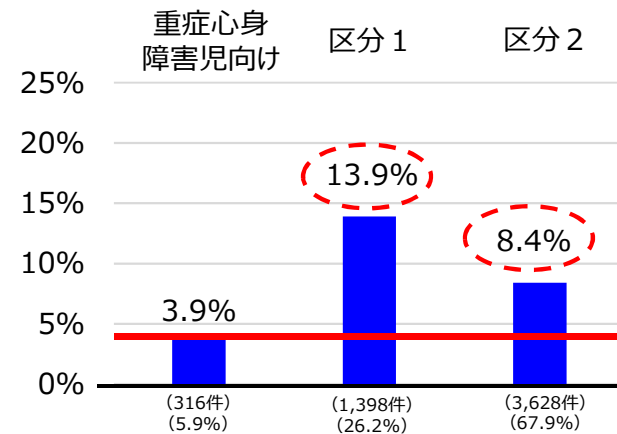
◆児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

<令和元年12月サービス提供分>

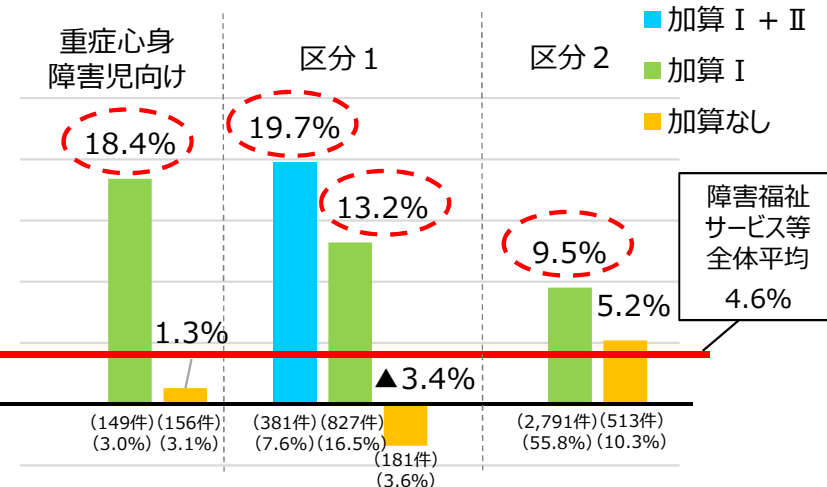


（注）国保連データより作成

<収支差率（平成30年度決算）>

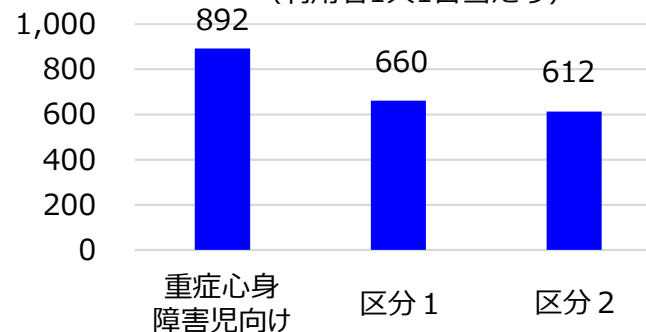


<収支差率（平成30年度決算）>

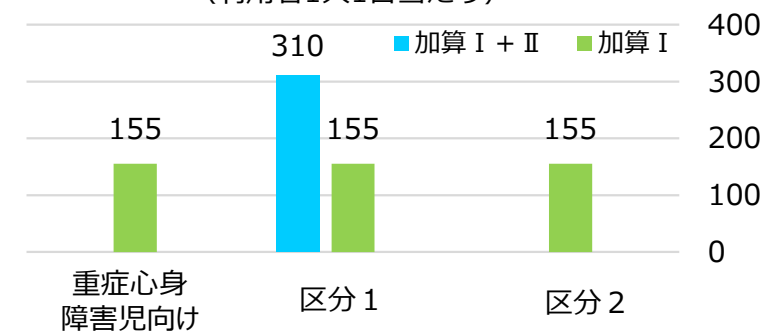


障害福祉サービス等全体平均
4.6%

<利用者状態別の基本報酬>
(利用者1人1日当たり)



<児童指導員加配加算の報酬単位>
(利用者1人1日当たり)



<児童指導員等加配加算の概要>

- ・人員配置基準上必要となる従業員数に加え、児童指導員等を1名加配する場合、加配した職員の職種に応じて加算Ⅰを取得することができる。
- ・区分1の事業所については、児童指導員等をさらに1名加配した場合、加算Ⅰに加えて、加算Ⅱを取得することができる。

（注）基本報酬は、利用定員10人、授業終了後のサービス提供の場合（区分1・区分2においては営業時間が3時間以上の場合）
児童指導員等加配加算の報酬単位は、児童指導員を加配する場合

令和3年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス③）

- 放課後等デイサービスについては、**営利を追求し支援の質が低い事業所が増えているとの指摘や、極端な短時間利用など障害児の発達にとって望ましいとは言えない利用のされ方もみられるとの指摘がある。**
- **障害児の発達を妨げるような制度の趣旨に沿わないサービスの利用を防ぐため、令和3年度報酬改定においては、放課後等デイサービスの報酬について、他の障害福祉サービス等との均衡を図りつつ、利用者ごとのサービスの提供時間を考慮するなど、サービスの質や費用に見合った報酬体系となるよう見直しを行うべき。**

◆営業時間に応じた放課後等デイサービスの報酬設定

→利用者ごとのサービスの提供時間は考慮されない仕組み

〔授業終了後のサービス提供〕

〔学校休業日のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
3時間以上	660単位
3時間未満	649単位

（注）区分1かつ利用定員10人以下の場合

営業時間	基本報酬
6時間以上	792単位
4時間以上6時間未満	15%減算
4時間未満	30%減算

（注）区分1かつ利用定員10人以下の場合

◆他の通所系サービスにおける報酬設定の例

→利用者ごとのサービスの提供時間を踏まえた報酬設定

〔生活介護（障害福祉サービス）〕

〔通所介護（介護保険）〕

営業時間	基本報酬
6時間以上	1,291単位
4時間以上6時間未満	30%減算
4時間未満	50%減算

または

利用時間が5時間未満の利用者が50%以上	30%減算
----------------------	-------

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

（注）利用定員20人以下、障害支援区分6の場合

（注）地域密着型（利用定員18人以下）、要介護度5の場合

「令和2年度 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」(抜粋)

＜求める措置の具体的内容＞

- ・障がい放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定

＜具体的な支障事例＞

- ・障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による**短時間（30分未満）の利用が、複数の事業所で確認**されている。
- ・しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。**事業者が、短時間（30分未満）のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される。**（1回あたりで算定される）
- ・制度の趣旨にそぐわない**極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。**

＜制度改正による効果＞

- ・サービスの提供時間等に合わせた、質の向上に資する基本報酬の単位を設定することにより、事業者による極端な短時間のサービス提供を減少させるとともに、個別支援計画に沿った支援の提供を促し、放課後等デイサービスの充実を図ることができる。

放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

＜自治体意見（抜粋）＞

- ・報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、**短いサービス提供時間で、1日約1万円という非常に高額な報酬単価**となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、**児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環**となっている。

＜事業所意見（抜粋）＞

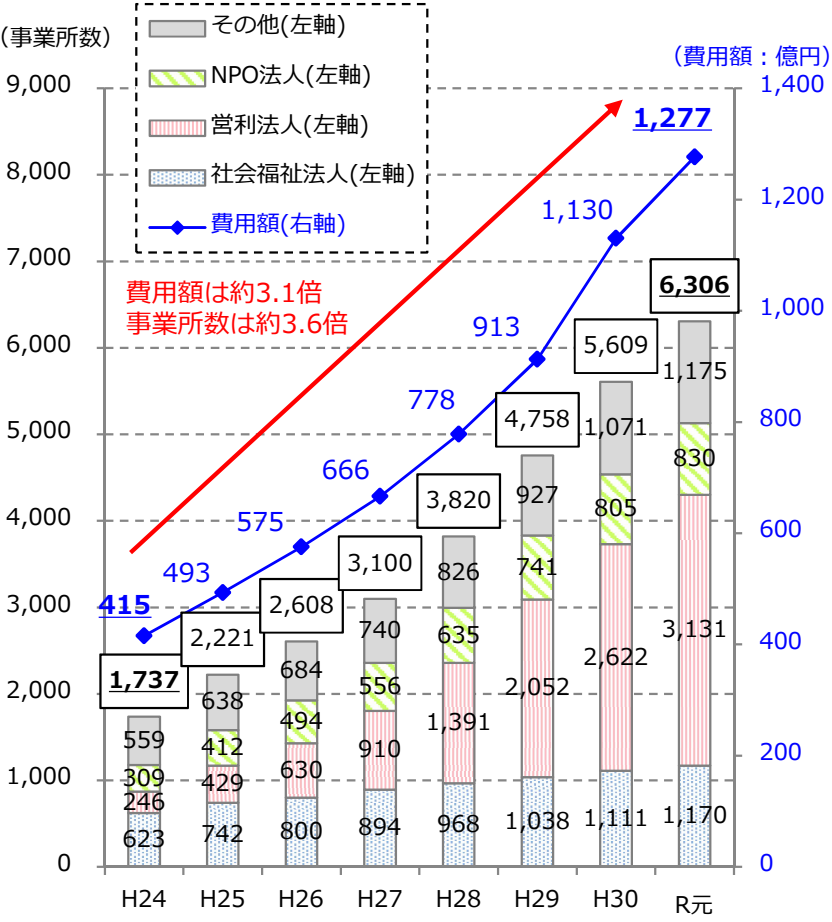
- ・開所時間が6時間以上としていても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように**数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じ**であることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

（出典）「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」（令和2年3月みずほ情報総研株式会社）

令和3年度障害報酬改定：各論③（児童発達支援）

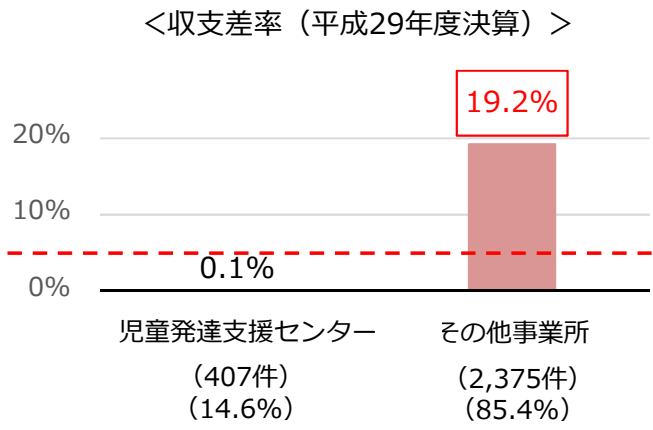
- 児童発達支援とは、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービス。当該サービスの費用額や事業所数は近年大幅に増加している状況。
- 予算執行調査の結果、①児童発達支援センター以外の事業所、②利用定員10人以下の事業所の収支差率が著しく高くなっており、**現行の報酬水準が事業に要するコストを適正に反映できていない可能性**。
- 令和3年度報酬改定においては、令和2年度経営実態調査結果（令和2年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**事業所類型別や利用定員別の基本報酬の水準について、サービスの質や事業に要するコストに見合ったものになるよう適正化を図るべき**。

◆ 児童発達支援の費用額・事業所数



（注）国保連データ（令和元提供分）から作成。
事業所数は各年度4月時点。

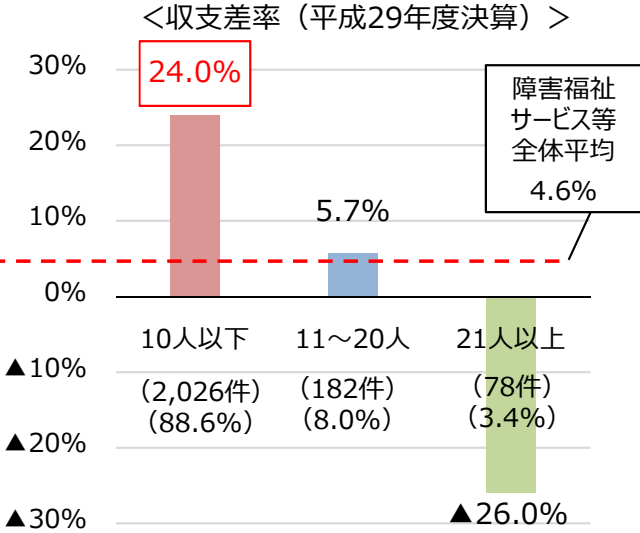
◆ 事業所類型別の経営状況



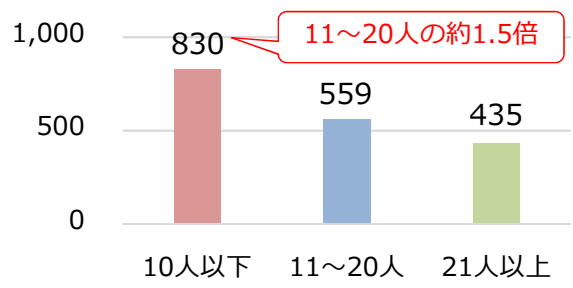
<児童発達支援センターとその他事業所の比較>

	児童発達支援センター	その他事業所
内容	児童発達支援に加え、地域の中核的な施設として、関連するサービスも提供	児童発達支援のみを提供
人員配置	・児童指導員及び保育士 4：1以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10：2以上 うち半数以上は児童指導員又は保育士
基本報酬	777～1,085単位 （難聴児・重症心身障害児以外の場合）	435～830単位 （重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所）の場合）

◆ 利用定員別の経営状況



<その他事業所の利用定員別基本報酬>
(利用者1人1日当たり)



（注）重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所）の場合の報酬単位

令和3年度障害報酬改定：各論④（福祉・介護職員処遇改善加算）

- 処遇改善加算は、サービスごとの「加算率」を、各事業所の報酬額に乗じることで加算額を計算する仕組みとなっており、当該加算額については、全て職員の処遇改善に充てることとなっている。
- **加算率は、各サービスの全国の従業者数等に基づき計算され、訪問系サービスの加算率は、他のサービスと比べて高い水準に設定。**
- 従業者数の根拠となっている「社会福祉施設等調査」を分析すると、例えば居宅介護では、サービスの提供実態に比して従事者数が多いと考えられる事業所があり、**実態を上回る従業者数を回答している事業所がある可能性**がある。
- 「障害福祉サービス等経営実態調査」等のデータを活用し、訪問系サービスの全国の従事者数を推計すると、「社会福祉施設等調査」と比べて最大で3倍以上の差が見られ、**処遇改善加算の加算率は、サービス提供実態に比して過大に設定されている可能性**がある。
- 各サービスの加算率の計算根拠が適正なものであるか確認し、処遇改善の制度趣旨に沿わない状態となっている場合には、**適正な従業者数のデータに基づき、現行の加算率を適正なものに見直す**べき。

◆処遇改善加算に係る加算率の計算方法

$$\frac{\text{当該サービスの全国の事業所における加算対象従事者数}}{\text{当該サービスの全国の事業所に対する給付費総額}} \times \text{加算区分に応じた処遇改善相当額（加算Ⅰの例：37,000円）} = \text{当該サービスの加算率}$$

◆主なサービス別の加算率（加算Ⅰの場合）の比較

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	生活介護	就労移行支援	児童発達支援	放課後デイ
30.2%	19.1%	30.2%	25.0%	4.2%	6.7%	7.6%	8.1%

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）
 日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援）
 障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイ）

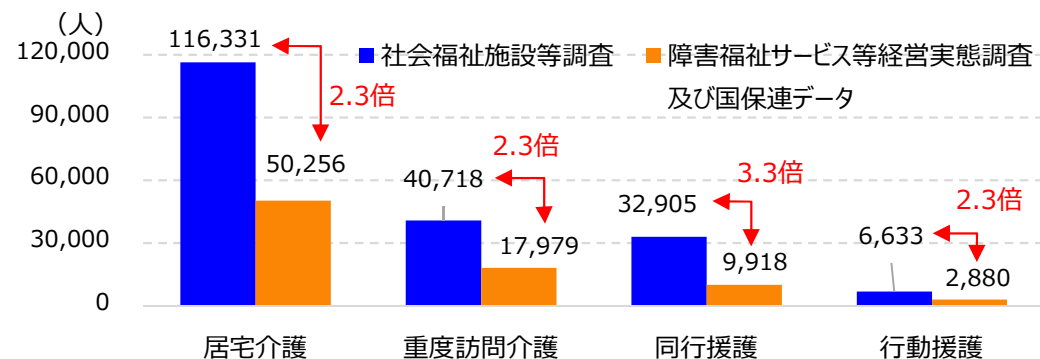
◆訪問回数別・従事者数別の居宅介護事業所数（社会福祉施設等調査結果）

少ない訪問回数にも関わらず従事者数が多い事業所がある

居宅介護事業所数（H28.10.1）		訪問回数（H28.9中）					
		19回未満	20～39回	40～59回	60～99回	100～199回	200回以上
常勤換算従事者数	0～2.9人	1,058	934	598	817	904	466
	3～5.9人	765	762	567	939	1,241	989
	6～8.9人	225	266	220	357	596	707
	9～11.9人	82	95	92	152	318	473
	12～17.9人	40	56	51	99	230	473
	18～23.9人	14	19	17	39	54	172
	24人以上	11	11	16	28	52	229

（注）この原因として、「社会福祉施設等調査」の調査票では、従事者数として「利用者がいた場合に対応できる人数」を記入するものとされていたことが考えられるため、令和元年度調査では、当該記載を調査票から削除した上で調査を実施中。なお、明らかな外れ値については、令和元年10月報酬改定において補正済み。

◆社会福祉施設等調査結果と経営実態調査結果（推計）との比較

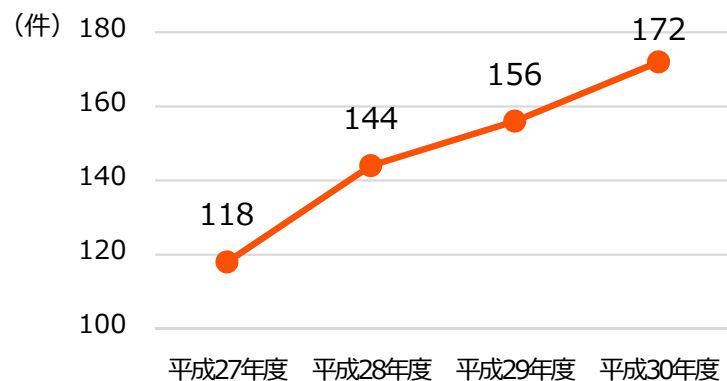


（注）「社会福祉施設等調査」は平成28年9月時点の常勤換算従事者数を回収率で割り戻した数。「障害福祉サービス等経営実態調査及び国保連データ」は、「障害福祉サービス等経営実態調査」における平成29年4月時点の「1施設・事業所当たりの常勤換算従事者数」に、国保連データに基づく同年同月の請求事業所数を乗じた数。

障害福祉サービス等事業者に対する実地指導の強化

- 近年、障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数が増加しており、不正受給が増加しているとの指摘もある。悪質な事業者の参入を防ぐ観点からも、令和3年度報酬改定に当たっては、**収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底するとともに、これまで以上にサービスの質を適切に評価する報酬体系を目指していくべき。**
- 障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導については、厚生労働省の指導指針において概ね3年に1度の実施が求められているが、**多くの自治体はその水準を下回っている状況。**サービスの質を確保するため、**障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導を強化する必要がある。**

◆ 障害福祉サービス等事業者に対する行政処分件数



(注) 厚生労働省の調査結果を元に作成

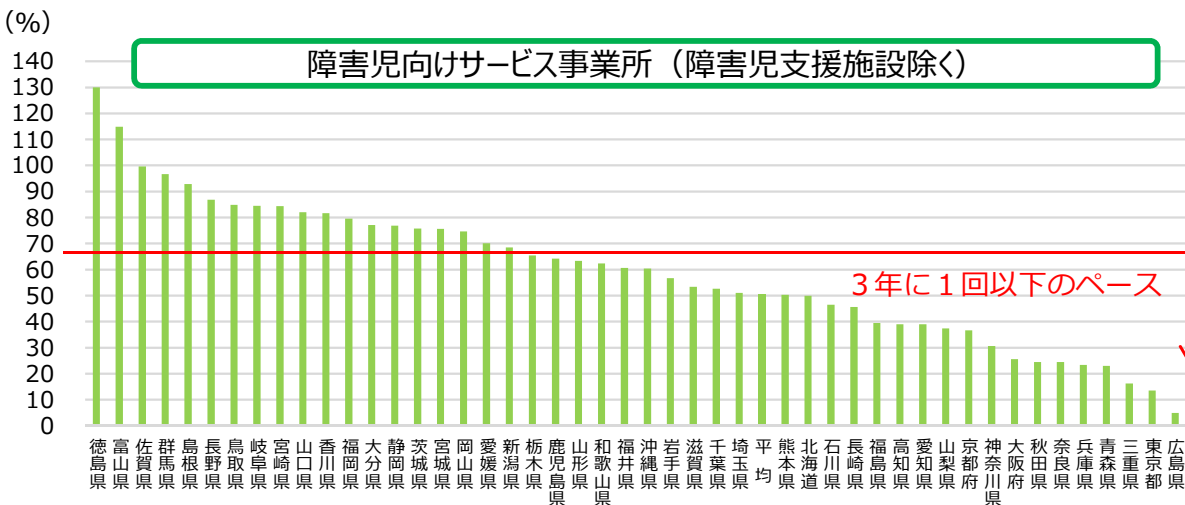
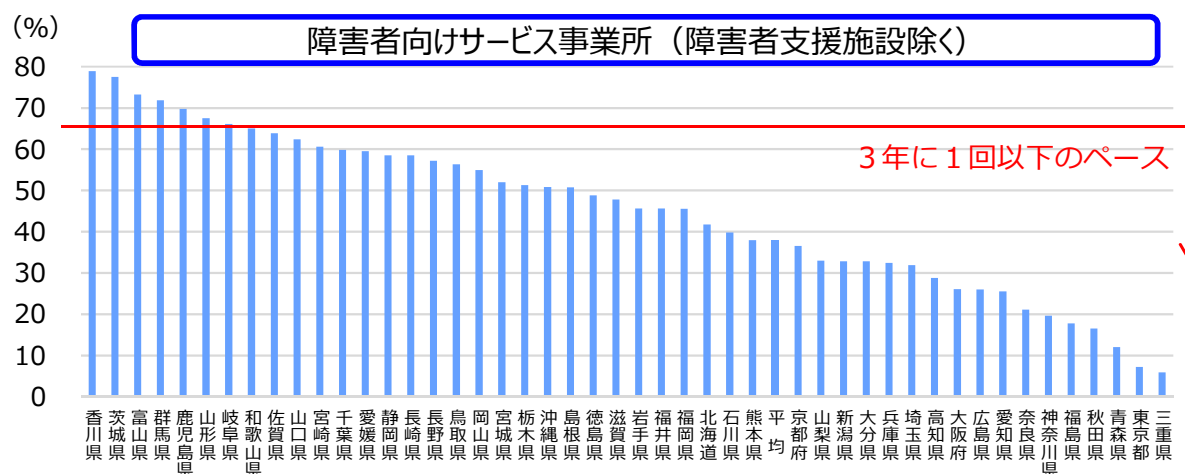
「障害福祉、不正受給26億円 5年で急増、処分630件」
(共同通信社 2020年2月22日)

障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスを巡り、運営事業者による国の給付費の**不正受給が2014～18年度の5年間で少なくとも約26億3千万円に上ることが22日、共同通信の全国自治体調査で分かった。事業者の指定取り消しなどの処分は計630件で、いずれも急増していた。**

サービスの利用者は120万人余り。厚生労働省は不正受給や処分件数の集計を発表しておらず、全国的な状況が明らかになるのは初めて。**サービスの普及を図る国の方針の下、営利優先の事業者が参入し、不正が拡大している実態が浮かび上がった。(中略)**

不正受給はサービスの提供実績や職員数を偽るといった手口が多い。**14年度には約1億5800万円だったが、18年度には5.7倍の約8億9500万円と急増した。(後略)**

◆ 都道府県別 実地指導率（平成29・30年度合計）



(注) 厚生労働省の調査結果を元に作成 11